

議案第11号

平成24年度鳥羽市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度鳥羽市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水件数	9,700	件
(2)	年間総配水量	4,650	千m ³
(3)	一日平均配水量	12,740	m ³
(4)	主要な建設改良事業	27,317	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款	水道事業収益	1,248,700	千円
第1項	営業収益	1,140,264	千円
第2項	簡易水道収益	104,820	千円
第3項	営業外収益	3,606	千円
第4項	特別利益	10	千円

支出

第1款	水道事業費用	1,121,820	千円
第1項	営業費用	960,472	千円
第2項	簡易水道費用	107,307	千円
第3項	営業外費用	48,901	千円
第4項	特別損失	3,140	千円
第5項	予備費	2,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 280,060 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,237 千円と、過年度分損益勘定留保資金 127,523 千円、減債積立金 150,000 千円及び建設改良積立金 1,300 千円で補てんするものとする。」

収 入

第1款	資本的収入	65,710 千円
第1項	企業債	23,300 千円
第2項	分担金	1,600 千円
第3項	負担金	13,000 千円
第4項	他会計補助金	27,810 千円

支 出

第1款	資本的支出	345,770 千円
第1項	建設改良費	36,577 千円
第2項	企業債償還金	309,160 千円
第3項	投 資	33 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
水道料金等徴収業務	平成25年度から 平成29年度まで	225,383 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道 建設改良事業	23,300 千円	証書借入	年3.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率)	借入先の融資条件 による。ただし、企 業財政その他の都 合により繰上償還 又は低利に借り換 えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 災害その他避けがたい事故、又は事業量の増加により予定額に不足が生じた場合。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 108,735 千円
(2) 交際費 20 千円

(他会計からの補助金)

第10条 高料金対策補助及び企業債元利償還金補助等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、38,565千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、9,844千円と定める。

平成24年 2月29日 提出

鳥羽市長 木田 久 主 一

